

令和5年第5回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第7～10号）を除く

## 令和5年第5回教育委員会会議

1 日 時 令和5年3月28日(火) 13時30分～14時30分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	木 村 良 彦
生涯学習推進課長	村 上 玄 光
学校施設担当部長	池 田 秀 利
給食制度担当係長	六 角 豊
学校教育部長	長谷川 正 人
学びのプロジェクト担当係長	石郷岡 徹
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	三戸部 文 彦
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	上 野 千 沙
書 記	福 山 雄 基

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 札幌市立高校教育改革方針改定版の策定について

議案第2号 義務教育学校の設置に伴う札幌市教育委員会行政組織規則等  
の一部改正について

議案第3号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部改正について

議案第4号 札幌市教育委員会公文書管理規則の一部改正について

議案第5号 博物館の登録に関する規則の一部改正について

- 議案第 6 号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の  
全部改正について
- 議案第 7 号 札幌市学校給食運営委員会の委員及び臨時委員の任命につ  
いて
- 議案第 8 号 令和 5 年度札幌市奨学生（予約採用者）について
- 議案第 9 号 学校職員に対する懲戒処分について
- 議案第 10 号 学校職員に対する懲戒処分について

## 【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和5年第5回教育委員会会議を開会いたします。  
本日の会議録の署名は、佐藤 淳委員と中野 倫仁委員にお願いいたします。  
なお、阿部 夕子委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第7号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第8号は奨学生の選定に関する事項、議案第9号及び第10号は人事に関する事項でございます。教育委員会会議規則第14条第1号から第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第7号から第10号は公開しないことといたします。

## 【議 事】

◎**議案第1号** 札幌市立高校教育改革方針改定版の策定について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。議案第1号「札幌市立高校教育改革方針改定版の策定について」です。事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 学校教育部長の長谷川でございます。

議案第1号「札幌市立高校教育改革方針改定版の策定について」、ご説明させていただきます。

「札幌市立高校教育改革方針改定版」につきましては、昨年11月の教育委員会会議において改定案の内容についてご説明差し上げておりましたが、その後、12月までに庁内調整を終え、2月13日の文教委員会にご報告したのち、パブリックコメント手続を実施し、市民の皆様からご意見を募集いたしました。

本日は、パブリックコメントの実施状況等についてご説明するとともに、改定版の策定についてお諮りするものでございます。

お手元には、本日お諮りいたしますか市立高校教育改革方針改定案と、資料1として『札幌市立高校教育改革方針改定版(案)』に対するご意見の概要と札幌市の考え方について」をお配りしております。

まず、パブリックコメントの実施状況とお寄せいただいたご意見について、資料1に沿ってご説明いたします。

意見募集につきましては、「1 意見募集実施の概要」の(1)にありますとおり、本年2月15日から3月16日までの期間で実施いたしました。意見提出方法、資料の配布・閲覧場所につきましては、資料に記載の通りでございます。

次に、いただいた意見の概要につきましては、「2 パブリックコメントの内訳」をご覧ください。意見の提出状況につきましては、(1)にありますとおり、7名から合計9件のご意見をいただきました。年齢構成や提出方法につきましては(2)のAに記載のとおりとなっております。

次に、意見の内訳につきましては、イにありますとおり、第3章の札幌市立高校教育改革ビジョンに関する意見が1件、その他の8件はすべて第4章の札幌市立高校教育改革実行プラン（第2期）についての意見となっております。

これらのご意見につきましては、2ページ以降に、それぞれいただいた意見の概要とそれに対する札幌市教育委員会の考え方を記載しております。

個々のご意見についての紹介は割愛させていただきますが、ご意見の中では、特に、第4章の基本施策1-(3)-①「特別な配慮を必要とする生徒への支援の充実」に関するものが多く寄せられている状況でございます。

このことは、市立高校各校の教育内容の特色化・魅力化はもとより、生徒それぞれの多様なニーズに適切に対応しながら、安心・安全な学校生活を送れる環境を提供することについて、多くの関心が寄せられているものと考えております。

今回は、いただいたご意見をもとに当初案に変更を加えることはいたしませんでしたが、これらのご意見につきましては、今後の施策の実施において参考にさせていただきたいと考えております。

以上、パブリックコメントの実施状況等についてご説明させていただきました。

改定案につきましては、前回のご説明時から大きな変更がございませんので、細かいご説明は割愛させていただきますが、本日改定案について承認いただきましたら、次年度以降、第2期実行プランに基づきまして、市立高校の更なる特色化・魅力化に向けた改革を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**佐藤委員** 参考までにお伺いしたいのですが、市立高校コンシェルジュは何名程度いて、各校のホームページの作成にどのように関わっているのか、概要で

良いので教えていただけますでしょうか。

○**学びのプロジェクト担当係長** 市立高校コンシェルジュにつきまして、令和4年度は1団体及び1名個人、合計2件の委嘱をしております。団体の方は主に広報活動支援をいただいております、例えば、各学校における特色のある行事におきまして、学校からコンシェルジュあてに取材依頼を行い、取材内容をホームページ用の記事として作成した後、更新作業までしていただくといったものとなります。ここ数年で大幅に記事掲載数が増えており、効果的な発信ができていますものと考えております。

○**佐藤委員** ホームページやSNSなどのコンテンツも作成してもらえるものなのでしょうか。

○**学びのプロジェクト担当係長** 3年ほど前に市立高校専用のホームページをリニューアルしております、そちらの方へ定期的に記事を掲載いただくようお願いしております。

○**佐藤委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第2号 義務教育学校の設置に伴う札幌市教育委員会行政組織規則等の一部改正について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第2号「義務教育学校の設置に伴う札幌市教育委員会行政組織規則等の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 議案第2号は、「義務教育学校の設置に伴う札幌市教育委員会行政組織規則等の一部改正について」です。

二枚おめくりいただきまして、『改正概要 教育委員会規則の改正について』をご覧ください。

『1 改正の背景』ですが、本市においては、令和5年4月1日に札幌市立福移小学校及び札幌市立福移中学校を改編して札幌市立義務教育学校福移学園を設置することとしております。

これにより、学校教育法第1条に規定する「義務教育学校」という新たな学校種を設置することとなることから、「札幌市教育委員会行政組織規則」等について規定整備を行う必要が生じたため、改正を行うものです。

改正内容につきましては、『2 改正内容』に詳しく記載しております。9つの規則を改正しますが、名称変更に伴うものや義務教育学校の前期課程を小学校と同様に、後期課程を中学校と同様に扱う規定整備となっております。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第3号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部改正について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第3号「札幌市教育委員会行政組織規則の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 生涯学習部長の木村でございます。

議案第3号、「札幌市教育委員会行政組織規則の一部改正について」ご説明いたします。

議案第2号において、義務教育学校の開設に伴う「札幌市教育委員会行政組織

規則等」の改正についてご審議いただきましたが、本案は、令和5年度職員定数・機構の査定結果に伴い、事務分掌の一部改正が必要となることから、提出するものでございます。

インデックスの【資料】「機構編成表」の裏面をご覧ください。

生涯学習部では、令和5年4月から実施する学校給食費の公会計化に伴う給食費の管理業務に対応するため、給食費事務係を新設いたします。

この機構改革に伴い、インデックス【新旧対照表】のとおり、生涯学習部保健給食課の項目に給食費事務係に関わる事務分掌「学校給食費の管理に関すること。」を追加いたします。

説明は以上でございます。令和5年度の事務分掌について、本案のとおり行政組織規則を改正してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第3号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第4号** 札幌市教育委員会公文書管理規則の一部改正について

○**檜田教育長** 続きまして、議案第4号「札幌市教育委員会公文書管理規則の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 議案第4号、「札幌市教育委員会公文書管理規則の一部を改正する規則案」についてご説明いたします。

「札幌市教育委員会公文書管理規則」は、教育委員会事務局及び委員会の所管する学校その他の教育機関における公文書の管理について定めている規則でございます。

今回の改正は、今年4月1日に個人情報保護法が改正されることにより、地方公共団体が保有する個人情報について、議会を除いて同法の規定が直接適用となることとなりました。

これに伴い、札幌市個人情報保護条例が廃止されることとなり、本件規則第8条第5項第4号について、廃止される同条例の条項に対応した改正後の個人情報



報保護法の条項に改正するものです。

説明は以上でございます。本案のとおり札幌市教育委員会公文書管理規則を改正してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第4号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第5号 博物館の登録に関する規則の一部改正について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第5号「博物館の登録に関する規則の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**生涯学習部長** 議案第5号「博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案」についてでございます。

本市の区域内に所在する博物館（北海道等が設置するものを除く。）の登録に関する事項については、博物館法に規定するもののほか、博物館法の登録に関する規則において規定しております。

タブの3つめ「改正概要」のページをご覧ください。

本市の区域内に所在する博物館（北海道等が設置するものを除く。）の登録に関する事項については、博物館法に規定するものを除き、本規則（博物館法の登録に関する規則）において必要な事項を定めているところです。

これまで、博物館の登録を行うにあたっては、国の通達（昭和27年2月9日付け文部省社会教育局長通達）により、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くこととし、さらに博物館の登録・廃止等を行った際には、公示を行うこととしてまいりました。

今般の博物館法の改正により、これまで文部省通達にて示されていた以上2点に関して、いずれも改正博物館法に組み込まれ、必須の要件となったため、登録規則3条および7条の規定が不要となることから、これらを削る改正を行うとともに、当該改正に伴う所要の規定整備（条項ずれへの対応等）を行うものがあります。ご審議のほど、お願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第5号については提案どおり決定させていただきます。

◎**議案第6号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の全部改正について**

○**檜田教育長** 続きまして、議案第6号「札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の全部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

○**学校施設担当部長** 学校施設担当部長の池田でございます。

議案第6号の『札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の全部を改正する規則案』について、ご説明申し上げます。

本案は、学校給食の実施に関して必要な事項を、現行の規則の全部を改正することによって定めたくご審議をお願いするものです。

改正規則案につきましては、「議案第6号」のインデックスの資料のとおりとなりますが、内容につきましては、「改正内容」のインデックスの資料をご覧ください。こちらの資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1の全部改正の背景についてです。

令和5年度からの学校給食費の公会計化に当たり、『札幌市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例』を令和4年6月に制定いたしました。本条例の第3条の規定により、学校給食の実施に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるとしていただいております。

現在、札幌市の学校給食は、自分の学校の分のみを調理する「単独調理校方式」と、自校分に加え、近隣の調理施設を持たない被供給校分も合わせて調理する「複数校給食方式」の二つの形態で提供をしているところですが、この「複数校給食方式」についてのみ、現行の規則で給食実施に必要な事項を定めていたため、

札幌市全体の学校給食の実施事項といたしたく、同規則の全部改正をしたいと考えております。

次に2の全部改正の内容ですが、現行の規則からの改正点についてご説明をしていきます。

(1) 題名及び趣旨(第1条)については、札幌市全体の学校給食の実施に関し必要な事項を定めることから、この趣旨に鑑み、題名を「札幌市学校給食の実施に関する規則」と改正いたします。

(2) 定義(第2条)については、本規則で使用する用語の意義を定めております。

次に(3) 学校給食を実施しない学校(第3条)については、議案に詳細を記載しておりますが、ひまわり分校及びのぞみ分校、夜間学校の星友館中学校、高等学校、中等教育学校の後期課程、幼稚園とし、これまでも学校給食法等に基づいた給食を提供していない学校を明記したところです。

次に(4) 複数校給食の実施(第4条)についてですが、複数校給食の供給校及び被供給校の組合せについては教育長が別に定めるほか、供給校で給食調理が出来ない等の際は、臨時的な取扱いを定めたものです。

次に(5) 供給校及び被供給校の周知(第5条)ですが、供給校及び被供給校の組合せを市のホームページへの掲載等で周知することを定めたものです。

次に(6) 供給校の校長の責務(第6条)及び(7) 複数校給食の運営に関する協議等(第7条)についてですが、供給校の責務や協議の実施を定め、円滑な給食運営に努めるよう定めたものです。

次に(8) 委任(第8条)として、この規則に定める以外の給食実施に関し必要な事項は教育長が定めることとし、施行は条例の施行期日に合わせて令和5年4月1日からとしたところです。

これらの改正内容と現行の規則との比較については、「新旧対照表」のインデックスの資料のとおりとなります。なお、この度の全部改正により、札幌市の学校給食実施を明確化したことに加え、供給校及び被供給校の組合せの周知を定めたことから、学校の組合せを記載していた別表を削除いたしました。

このほか、参考資料には、学校給食法等の抜粋に加え、制定した条例と本条例

において市長が定めるとした「札幌市学校給食費の管理に関する規則」を添付しております。

本議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

○**石井委員** 供給校・被供給校の周知の部分でお伺いしたのですが、市のホームページの掲載により実施することかと思うのですが、これまではホームページでは公開されていなかったということでしょうか。

○**学校施設担当部長** お見込みのとおりで、これまでは規則の別表中にのみ掲載していたものであり、ホームページ上で公開をするといった対応はしておりませんでした。

○**給食制度担当係長** 供給校が給食の献立を作成する関係からも、被供給校の保護者へは給食だよりを通じて供給校がどこであるのかを周知しております。

○**学校施設担当部長** これまで、供給校・被供給校の組み換えについては、教育委員会会議にて諮ってきたところではありますが、今後は、教育長までの決裁を経た後、ホームページ上にてお知らせする仕組みとなります。

○**石井委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第6号については提案どおり決定させていただきます。

○**檜田教育長** 議案第7号から第10号は、公開しないことといたしますので、

傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

**以下 非公開**